

財政健全化判断比率 公営企業における資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、平成25年度決算における西条市の財政状況を判断する各比率を下表のとおりお知らせします。

これらの比率には国の定める早期健全化基準や財政再生基準等が設定されており、基準値を上回ると同法の規定によって財政の健全化に向けた改善措置が義務付けられます。平成25年度決算における比率は、いずれも基準値を下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。

■問合せ 市庁舎本館 3階 財政課財政第1係 TEL0897-52-1314

1 財政健全化判断比率

(単位：%)

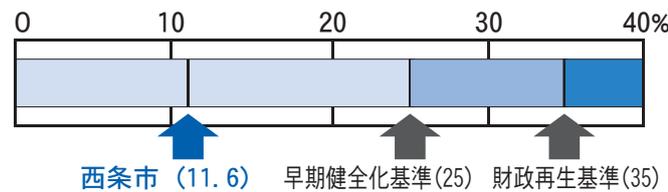
(単位：%)

比率	西条市比率
①実質赤字比率	—
②連結実質赤字比率	—
③実質公債費比率	11.6(下表③)
④将来負担比率	62.7(下表④)

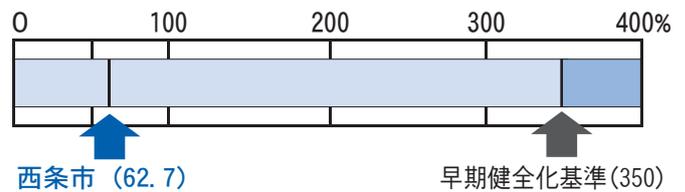
国の定める早期健全化基準	国の定める財政再生基準
11.94以上	20.00以上
16.94以上	30.00以上
25.0以上	35.0以上
350.0以上	

※①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」で表示しています。

③実質公債費比率



④将来負担比率



2 公営企業における資金不足比率

(単位：%)

(単位：%)

比率	会計区分	西条市比率
⑤公営企業における資金不足比率	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	
	小規模下水道事業特別会計	
	港湾上屋事業特別会計	
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	
	水道事業会計	
	病院事業会計	

国の定める経営健全化基準
20.0以上

※⑤公営企業における資金不足比率は、資金不足がないため「—」で表示しています。

用語解説	1 財政健全化判断比率 ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示す。 ① 実質赤字比率 一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合 ② 連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合 ③ 実質公債費比率 一般会計が負担する公債費や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合 ④ 将来負担比率 地方債残高など将来負担すべき実質的な負債額の割合	2 資金不足比率 公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもの。比率が高いほど、経営状況に問題がある。 ⑤ 資金不足比率 資金不足額の事業の規模に対する割合
-------------	--	---

■犯罪被害者相談窓口へご相談ください
～犯罪被害で悩んでいる方へ～
一人で悩まず、警察本部や専門的な訓練を受けたボランティア支援活動員にご相談ください。
【警察総合相談電話】089-931-9110 または #9110
【公益社団法人 被害者支援センターえひめ】
TEL089-905-0150 FAX089-905-0170
E-Mail info@shien-ehime.or.jp
所在地 松山市井門町544番地4

■年末の交通安全県民運動
12月21日(日)～31日(水)

- スローガン 知らせよう 早めのライト あなたから
- 運動の重点
 - 高齢者の交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進